

連絡先：
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 藪田 細川
TEL 052-952-8082

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：あおい交通 株式会社
住 所：愛知県小牧市新町三丁目430番地
代 表 者：代表取締役 松浦 秀則
営 業 所：野口営業所（愛知県小牧市大山中49番地）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和4年12月27日 40日車（2両×20日間）
処分内容：事業用自動車の車両使用停止

3. 監査端緒

令和4年8月22日、愛知県名古屋市内の名古屋高速道路小牧線において、当該事業者が運行している路線バス（名古屋空港直行バス）が横転炎上する事故を引き起こしたことから、当該営業所に対し監査を実施したものの。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

- ① 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準に従った勤務時間及び乗務時間を設定していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）
- ③ 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

- ④ 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
- ⑤ 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ⑥ 運転者に対する指導監督の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ⑦ 事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
(道路運送法第16条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	4点
当該事業者の累積違反点数	4点